

# 和気町導入促進基本計画

## 1 先端設備等の導入の促進の目標

### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

和気町は岡山県の南東部に位置し、町の中央を岡山三大河川のひとつである吉井川が貫流し、周囲を山に囲まれた緑豊かな山あいのまちで、総面積144.21 km<sup>2</sup>のうち75%を山林が、7%を田畑が占めている。温暖な気候と豊かな自然に囲まれ、地理的特徴から台風、地震などの災害が少なくとても住みよい町でもある。

高度経済成長期に交通インフラが整備され、山陽自動車道と和気インターチェンジ、中国縦貫自動車道と山陽自動車道を繋ぐため整備中で、一部区間が開通している地域高規格道路の美作岡山間道路佐伯インターチェンジ、J R 山陽本線と和気駅があり、交通アクセスに優れている。

また、交通の利便性だけではなく、公共下水道や光回線などの生活・社会インフラも充実しており、(株)岡山和気ヤクルト工場が和気町田原下地区へ進出し、平成27年2月から全面稼働している。

本町の産業別総生産額の内訳として3次産業が全体の61.9%、2次産業が36.0%を占め、1次産業が2.1%となっており、2次3次産業が地域経済を支えている。

しかし、近年の少子高齢化は本町にとっても例外ではなく、令和7年1月31日時点の人口は12,818人で、合併した平成18年度末（平成19年3月31日）時点の人口16,509人から毎年1%程度の減少が続いており、若者の地元離れや事業所の減少など課題は山積している。さらに町内の中小企業は減少傾向にあり、人手不足、後継者不足等の課題に直面している。このまま現状を放置すると、長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況にある。

このような中、独自の取組として創業希望者に対して創業塾を開催し、新規開業費の一部について補助金を交付するなど、事業創出に対する支援を行っている。

また、町内の産業振興のため企業誘致に関しても積極的に行っており、現在は、矢田地域に工業団地の造成を行っている。合わせて企業立地促進奨励金を創設し、水道料金や従業員雇用の費用にかかる費用の一部に補助を行っている。

今後も引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、岡山県東南部の産業拠点都市として更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### （３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性※（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

$$\text{※労働生産性} = \frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{会計上の減価償却費})}{\text{労働投入量（労働者数、又は労働者数} \times \text{一人当たり年間就業時間）}}$$

## ２ 先端設備等の種類

和気町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が和気町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全とする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電設備に関しては、その性質から町内の日常状态的な雇用に結びつくことが少なく、町内への産業集積等の経済波及効果も希薄であるため、町内に所在する事業所等（従業員などが常駐するものに限る。）の建物の屋上等に設置し、発電電力を直接商品の生産もしくは役務の提供の用に供するため自ら消費する設備に限る。

## ３ 先端設備等の導入の内容に関する事項

### （１）対象地域

和気町の産業は、駅周辺、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、和気町内全域とする。

### （２）対象業種・事業

和気町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が和気町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## ４ 計画期間

### （１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月31日）とする。

- (2) 先端設備等導入計画の計画期間  
3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。